

日高町医療技術者等修学就業資金貸付のしおり

日高町医療技術者等修学就業資金貸付制度

日高町では、地域の医療と福祉の向上を図るため将来町の職員として医療機関及び福祉施設等に医師・看護師・保健師等として勤務しようとする方に、修学就業資金の貸付制度を設けています。

日 高 町

日高町医療技術者等修学資金貸付制度の概要

医療技術者等修学資金貸付制度のご案内

日高町では、地域の医療と福祉の向上を図るため将来町の医療機関及び福祉施設等に医師・看護師・保健師等として業務に従事しようとする方に、修学就業資金の貸付制度を設けています。

制度の内容

1. 貸付の対象者	医療技術者等養成施設に修学又は卒業者のうち、日高町職員として医療業務等に 従事しようとする方。 (毎年度予算の範囲内において、審査のうえ決定となります)																		
2. 貸付の金額	<p>【 修学資金 】</p> <table border="0"> <tr> <td>医学生</td> <td>月額20万円以内</td> </tr> <tr> <td>看護師又は准看護師</td> <td>月額 7万円以内</td> </tr> <tr> <td>診療放射線技師</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>臨床検査技師</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>臨床工学技師</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>理学・作業療法士</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>薬剤師 ・ 保健師</td> <td>〃</td> </tr> </table> <p>【 就業資金 】 就業等支援資金 要件 他の市町村から日高町へ転入する方</p> <table border="0"> <tr> <td>医師</td> <td>120万円以内</td> </tr> <tr> <td>その他の職種(保健師を除く)</td> <td>40万円以内</td> </tr> </table>	医学生	月額20万円以内	看護師又は准看護師	月額 7万円以内	診療放射線技師	〃	臨床検査技師	〃	臨床工学技師	〃	理学・作業療法士	〃	薬剤師 ・ 保健師	〃	医師	120万円以内	その他の職種(保健師を除く)	40万円以内
医学生	月額20万円以内																		
看護師又は准看護師	月額 7万円以内																		
診療放射線技師	〃																		
臨床検査技師	〃																		
臨床工学技師	〃																		
理学・作業療法士	〃																		
薬剤師 ・ 保健師	〃																		
医師	120万円以内																		
その他の職種(保健師を除く)	40万円以内																		
3. 貸付の期間	<p>【 修学資金 】 在学している養成施設の正規の修学期間のうち、貸付が決定された月から卒業するまでの月</p> <p>【 就業資金 】 職員として採用されることが内定した旨の通知があった日から採用後 3月までの期間</p>																		
4. 貸付方法	<p>【 修学資金 】 原則として、3ヶ月分をまとめて一括で貸付額を預金口座に振り込みます。(支払い月:5月・7月・10月・1月) …ただし、初年度の第1回目の貸付は、7月に6ヶ月分となります。</p> <p>【 就業資金 】 請求の受理後に貸付</p>																		
5. 貸付申請	<p>修学資金貸付申請書に以下の書類を添え申請が必要です。</p> <p>(1) 履歴書(顔写真付き)</p> <p>(2) 住民票の抄本(記載事項省略のないもの)</p> <p>(3) 養成施設の入学許可証明書又は在学証明書</p> <p>(4) 身元保証書</p> <p>【 就業資金に必要な書類 】</p> <p>(1) 履歴書(顔写真付き)</p> <p>(2) 住民票の抄本(記載事項省略のないもの)</p> <p>(3) 医療技術者等の資格を証する書類</p> <p>(4) 身元保証書</p>																		

6. 身元保証人	<p>申請には、身元保証人が2名必要です。</p> <p>身元保証人は、成年者で原則町内において独立の生計を営む者とします。</p> <p>申請者が未成年者であるときは、身元保証人のうち1名を法定代理人でなければなりません。</p> <p>・・・町外の居住者を定める場合、理由を付して書面により申し出する</p>
7. 貸付の決定	<p>町長は、修学就業資金を貸付の可否を決定し、申請者に通知します。</p> <p>・・・書面審査のほか、必要に応じ面接等による審査</p>
8. 借用証書の提出	<p>貸付決定者は、修学就業資金貸付が終了したとき又は、修学就業資金の貸付の取り消しを受けたときは、身元保証人2人と連署のうえ、速やかに提出しなければなりません。</p>
9. 返還の免除	<p>【 修学資金 】</p> <p>町の職員として医療業務に従事した期間が、引き続き修学資金の貸付を受けて修学した期間に相当する期間に達したとき。</p> <p>【 就業資金 】</p> <p>町の職員として医療業務に、3年以上従事したとき。</p>
10. 返 還	<p>養成施設退学や養成施設の卒業後引き続き町の医療機関及び福祉施設等に勤務しなかったときなど、修学就業資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったときは、貸付した金額を返還していただきます。</p>
11. 返還の猶予	<p>次の場合は、返還が一定期間猶予されます。</p> <p>(1) 貸付の決定を取り消された後も、引き続き養成施設に在学しているとき。</p> <p>(2) 養成施設を卒業後、他の養成施設に在学しているとき。</p> <p>(3) 災害、その他やむを得ない事由により、返還が困難と認められるとき。</p>
12. 利息・違約金	<p>【利 息】 修学就業資金の貸付は、無利子で行っています。</p> <p>【違約金】 自己の都合により引き続き職員として医療業務等に従事することができなくなったときなどにおいて、修学就業資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき額に年14.6%の違約金を支払わなければなりません。</p>

申請・届出に必要な書類

以下に該当する事由が生じた場合は、速やかに必要書類を提出してください。

手続きを忘れた場合は、貸付金の一時保留や返還となる場合がありますので、必要書類を確認し忘れずに提出してください。

○ 申請の手続き

主な事由	必要な書類
・ 貸付申請	【 修学資金 】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療技術者等修学就業資金貸付申請書(第1号様式) ・ 身元保証書(第2号様式) - 添付書類 - <ul style="list-style-type: none"> ① 履歴書 (顔写真付) ② 住民票の抄本 (記載事項の省略のないもの) ③ 養成施設の入学許可証明書又は在学証明書 ④ その他町長が必要と認める書類 【 就業資金 】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療技術者等修学就業資金貸付申請書(第1号様式) ・ 身元保証書(第2号様式) - 添付書類 - <ul style="list-style-type: none"> ① 履歴書 (顔写真付) ② 住民票の抄本 (記載事項の省略のないもの) ③ 医療技術者等の資格を証する書類

○ 在学中の手続き

主な事由	必要な書類
・ 毎年提出が必要な書類	毎年 4月15日までに養成施設の長が発行する前学年度分における学業成績証明書及び健康診断書の提出をお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身元保証人の変更・住所変更 ・ 養成施設を途中で休学、復学、停学、転学、退学、卒業又は修了したとき。 ・ 修学資金の貸付を辞退するとき。 ・ 住所又は氏名を変更したとき。 ・ その他変更事項が生じたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更事項届出書 (第15号様式)
・ 修学資金の貸付を取り消された後も引き続きその養成施設に在学しているとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療技術者等修学就業資金償還猶予申請書 (第11号様式)

○ 卒業後の手続き

主な事由	必要な書類
<ul style="list-style-type: none"> 身元保証人の変更・住所変更 修学資金の貸付を辞退するとき。 住所又は氏名を変更したとき。 医療技術者等の免許を取得したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 変更事項届出書（第15号様式）
<ul style="list-style-type: none"> 卒業後他種の養成施設（看護関係の上級学校）に進学したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 医療技術者等修学資金償還猶予申請書（第11号様式） <ul style="list-style-type: none"> 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> 在学証明書
<ul style="list-style-type: none"> 職員として医療業務に従事したとき 心身の故障・疾病・その他の理由により医療業務に従事することができなくなったとき。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療技術者等修学資金償還猶予申請書（第11号様式） 猶予を受けようとする理由を証明する書類（診断書、育児休業承認書など）

○ その他の手続き

主な事由	必要な書類
<ul style="list-style-type: none"> 借受人又は身元保証人の氏名、住所等に移動があったとき 身元保証人の変更があったとき 借受人が死亡したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 変更事項届出書（第15号様式）

◎ 各申請書・届出書の修正は、二重線で訂正のうえ、訂正印を押してください
（修正液・修正テープは使用不可）

◎ 印鑑は必ず朱肉使用のものを押印してください。（シャチハタ等ゴム印は無効です）

○ 問い合わせ先

- 日高町健康福祉課
〒059-2192 門別本町210番地の1
TEL 01456-2-6183
- 日高町立門別国民健康保険病院
〒059-2121 門別本町29-9
TEL 01456-2-5311
- 日高町門別愛生苑
〒059-2121 門別本町29-3
TEL 01456-2-6611
- 日高町地域住民課
〒055-2301 本町東3丁目299番地の1
TEL 01457-6-3173
- 日高町立日高国民健康保険診療所
〒055-2303 栄町東1丁目303-2
TEL 01457-6-2155

— Q&A —

質問の多い事項やわかりにくい事項をまとめました。
必ずお読みください。

○ 申請書、届出について

- Q1 : 養成施設に在学中に、毎年提出を必要とする書類がありますか。
A1 : 毎年 4月15日までに養成施設の長が発行する前学年度分における学業成績証明書及び健康診断書の提出をお願いします。
- Q2 : 住所を変更したのですが、電話が携帯電話しかありませんが届け出が必要ですか。
A2 : 「変更事項届出書(様式第15号)」に新たな現住所・携帯電話の番号を記載し提出してください。
- Q3 : 身元保証人のうち1名が亡くなりました。手続きはどのようにすればよいのですか。
A3 : 「変更事項届出書(様式第15号)」に身元保証書(様式第2号)を添付して届け出てください。
- Q4 : 身元保証人の2名は、両親でよろしいですか。
A4 : 身元保証人は、必ず2名必要ですが、うち1名は父親又は母親でかまいませんが、もう1名は父親又は母親とは独立して生計を営む成年者としてください。
なお、申請者が未成年の場合は、身元保証人のうち1名は法定代理人としてください。
- Q5 : いろいろな手続きを忘れてしまったら、町から連絡があるのですか。
A5 : 町で事実発生が知り得ない個々人の状況により提出すべき手続きもありますので、今回お渡しした「日高町医療技術者等修学就業資金貸付のしおり」(本書)をよく読んだうえで手続きを行ってください。
手続きを忘れた場合は、貸付金の一時保留や返還となる場合がありますので、忘れずに提出してください。

○ 返還猶予・その他について

- Q1 : 看護学校卒業後に英会話学校に進学し、その後に看護師として日高町に就職予定です。
この場合、猶予として認められますか。
A1 : 認められません。
進学で猶予されるのは、看護師等(医師、保健師、助産師、看護師)の町の条例に定められた養成施設に進学した場合に限りますので、看護学校を卒業した時点で貸付金の返還をしていただくこととなります。
- Q2 : 結婚で退職するとき、または妊娠して退職するとき、どのような手続きになりますか。
A2 : 結婚で退職するとき、妊娠して退職するとき、返還の対象となります。
なお、勤務先にそのまま所属した産休・育児休業の場合は、返還猶予期間の延長手続きになりますので、「医療技術者等修学資金償還猶予申請書(様式第11号)」を提出してください。
休業とは、有給・無給にかかわらず、その勤務先に所属していることですので間違えないようにしてください。
- Q3 : 病気になり、やむを得ず退職しなければならなくなりました。
免除される期間までまだ期間があるのですが、どうなるのでしょうか。
A3 : 本人の病気等の場合、退職前(やむを得ない場合は退職直後)に「医療技術者等修学資金償還猶予申請書(様式第11号)」と「診断書(療養に要する期間を明記のこと)」を提出してください。
町において厳密な審査を行い、猶予の可否及びその期間を決定します。
猶予の期間は、診断書に記載された療養に要する期間と同じですが、その期間で治癒しない場合は、再度同じ書類を提出していただくこととなります。
ただし、猶予期間が過ぎても復職しない場合や書類の提出がない場合は、返還となります。
なお、やむを得ない理由とは養成施設への進学、災害、病気、出産等のことを指します。
経済的な理由は、「やむを得ない理由」に該当しません。

- Q4 : 平成24年3月に看護師養成施設を卒業しました。しかし、平成23年度の看護師国家試験に合格できなかったため、平成24年度の看護師国家試験を再受験するため、現在、就職せず受験勉強に専念していますが、この場合どうしたらいいのでしょうか。
- A4 : 看護師の免許を取得しようとする場合、看護師養成施設の修学期間を修了した日以後、1年2月を経過する日まで返還を猶予することができます。この場合、医療技術者等修学資金償還猶予申請書(第11号様式)を申請して猶予期間延長の手続きをしてください。

○ 返還について (全額返還・一部返還)

- Q1 : 修学資金を3年間借りる予定です。免許取得後、日高町に就労し病気等で休職した後に復職した場合、全額免除されるためには休職期間を除いて3年間就業すればよいのですか。
- A1 : 休業期間は、免除のための業務従事期間から除外するため、休職期間を除いて3年間業務に従事する必要があります。
なお、休職等雇用関係を維持したまま業務に従事しない場合は、「医療技術者等修学資金償還猶予申請書(様式第11号)」の提出が必要となります。
- Q2 : 貸付金を返還することになりました。支払い方法を教えてください。
- A2 : 町からお送りする振込み用紙(納入通知書)を用いて、振込用紙に記載のある金融機関等で納付してください。
- Q3 : 卒業後、日高町外に就職し、返還中に町へ従事することになった場合、残額について免除になりますか。
- A3 : 返還の免除要件は、養成施設を卒業後1年2月以内に免許を取得し、免許取得後速やかに町の職員として貸付期間に相当する期間、継続して従事することとなっていますので、ご質問のような場合には、全額が返還する必要があり、免除になることはありません。
- Q4 : 現在 修学資金を滞納しています。この場合どうなりますか。
- A4 : 滞納したときは、督促・催告をしています。
それでも支払いがない場合は、身元保証人への請求や法的な措置を行います。